

注文書

私は「富士サンケイトレード保証規定」及び「個人情報の取り扱いについて」に同意のうえ下記商品を注文します。

No	部位、部品名又は部品管理番号（BUSで始まる12桁）
1	
2	
3	
4	
5	

【注文者（お支払い者）情報】

ご担当者様				印
会社名				
住所	〒			
電話番号	-	-	FAX	-
電子メール				

お支払い方法	<input type="checkbox"/> 銀行振り込み（注文受付後に請求書送付、入金確認後に発送） <input type="checkbox"/> 代金引換払い（注文受付後に発送、運送会社へお支払い） [代引きの場合はお支払い総額が30万円、重量は20Kgまでとなります]
--------	---

【お届け先】（注文者と異なる場合のみ記入）

お届け先住所	〒		
ご担当者様	電話番号	-	-

FAX : 043-421-2890

「富士サンケイトレード保証規定」は以下のURLから確認することができます。 https://www.fujisankei.co.jp/bus-parts/how_to_order.php

ご不明点、誤送付等は下記までご連絡ください。

富士サンケイトレード株式会社 〒284-0021 千葉県四街道市長岡335-25 TEL : 043-421-2868

保証規定

富士サンケイトレード株式会社（以下、「当社」という）は、当社が販売する中古商品の販売について以下のとおり保証内容を定めます。

（保証規定の範囲）

1. 当保証規定は以下の範囲に適用します。

- a. 電話、メール、FAX等による販売
- b. 当社のホームページでの販売：バスパーツ（<https://www.fujisankei.co.jp/bus-parts/>）
- c. 店頭販売

（用語の定義）

2. 本規定に用いる用語について以下のとおり定義します。

- a. 「商品」とは、当社が販売する部品をいいます。
- b. 「販売済商品」とは、当社が販売した商品であって、当社が注文者へ商品を引き渡した時点或いは当社が運送業者へ商品を引き渡した時点から変更及び部品の交換等を加えてない状態の商品をいいます。
- c. 「注文」とは、当社が販売する商品を購入するため、当社へ購入の意思を示す書面等の提出、送信或いは口頭により意思を伝える行為をいいます。
- d. 「注文者」とは、当社へ注文した者をいいます。
- e. 「使用者」とは、販売済商品を使用する者をいいます。
- f. 「不良」とは、商品が本来持つ機能的役割を果たせない状態をいいます。但し、以下の各号は不良と定義しません。
 - ア. 販売済商品を受け取れない状態。
 - イ. 販売済商品に機能的な問題が無いものの、注文者側の都合により使用できない状態。
 - ウ. 美観、傷、経年変化、退色等の劣化症状があるものの、商品が本来持つ機能的役割に影響が無い状態。
 - エ. 販売済商品が消耗品を起因として機能的役割を果たせない状態。
 - オ. 商品本来の仕様に沿わない整備や取り付け、指定油脂類不使用、不正改造、取付不良等の使用方法の誤りにより販売済商品が本来持つ機能的役割を果たせなくなった状態。
 - カ. 火災、地震、水害、落雷、戦争、紛争、その他自然災害および公害により商品が本来持つ機能的役割を果たせなくなった状態。
- g. 「初期不良」とは、販売済商品を受け取った際に不良を確認した場合をいいます。
- h. 「適合性」とは、商品が注文者の利用目的に適合することの可否をいいます。
- i. 「返品」とは、販売済商品を注文者或いは使用者が受領した以降に当社へ販売済商品を返送する行為をいいます。

（商品の適合性確認）

3. 商品の適合性は注文時までには注文者側が行うものとし、当社が保証するものではありません。

(注文の成立)

4. 注文の成立は当社の職員により注文内容を確認した時点とします。

(注文のキャンセル)

5. 注文後のキャンセルは以下の各項のとおり取り扱います。

- a. 商品の提供或いは発送に伴い商品の取り外し或いは梱包の作業が開始された場合は当社既定の取り外し工賃+梱包料+キャンセル料（商品代金の10%）を注文者へ請求します。
- b. 商品発送後のお客様都合によるキャンセルは受け付けておりません。

(商品の提供に要する日数)

6. 当社は、商品の提供（発送を含む）について、商品の保管状態及び当社へ商品購入に係る代金をお支払いする方法により以下の日数を要します。なお当該日数は土曜日、日曜日、祝日、GW、お盆による休暇及び年末年始を含まないものとします。

a. 既に商品を倉庫等で保管している場合

- ア. 代引発送の場合 : 原則として2日以内
- イ. 銀行振り込みの場合 : ご請求金額の入金確認後、原則として2日以内

b. 商品の提供に伴い、取り外し作業等が必要となる場合

- ア. 代引発送の場合 : 取り外し等に要する概算日数を注文者へお伝えし、了承を得た上で作業を実施いたします。
- イ. 銀行振り込みの場合 : ご請求金額の入金確認後、取り外し等に要する概算日数を注文者へお伝えし、了承を得た上で作業を実施いたします。

(保証条件)

7. 販売済商品の保証は以下の各項のいずれかに該当する場合に限り対応いたします。

- a. 第2条f項で定める「不良」の場合。
- b. 商品の掲載内容に明らかな誤りがあった場合。

(保証期間)

8. 前条に係る販売済商品の保証期間は商品受取日を起算日とした30日以内とします。

(保証内容)

9. 当社の保証内容は以下のとおりです。

- a. 販売済商品が不良の場合は原則代替品への交換で対応いたします。但し代替品を確保できない場合は販売済商品の返品とお支払額の返金で対応いたします。
- b. 第14条で定める不良に係る工賃の補償。

(保証の対象外)

10. 以下については保証の対象外となります。

- a. 第2条f項アからカのいずれかに該当する場合。
- b. 販売済商品に第三者より調達した部品を組付け、販売時の状態（販売済商品）でなくなった場合。

(不良の報告)

11. 使用者が販売済商品に不良を認めた場合、注文者は当社へ第8条で定める保証期間内に当社へ不良の内容を報告した場合に限り第9条で定める保証を求めすることができます。

(不良であることの確認)

12. 当社は販売済商品が不良により注文者から保証を求められた場合、販売済商品が不良であることの確認を行い不良を確認できた場合に限り保証を適用いたします。

(不良に伴う返品手続き)

13. 不良に伴い販売済商品を当社へ返品する場合は当社が指定した方法により返品しなければなりません。但し、当社より返品の方法に指定が無かった場合はこの限りではありません。

(不良に係る工賃の補償)

14. 注文者は、以下の販売済商品が不良の場合に限り当社へ工賃の補償を要求することができます。

- a. エンジン本体
- b. トランスミッション本体

(工賃の補償範囲)

15. 前条で定める販売済商品における工賃の補償範囲は以下のとおりです。

- a. 取り付け作業に要した工賃（但し、付随部品に要した工賃を除く）
- b. 当社へ販売済み商品を返送する作業に要する工賃

(工賃の補償額)

16. 前条で定める範囲の工賃は以下のとおりとします。

- a. エンジン 75,600 円（一律）
- b. トランスミッション 25,200 円（一律）

(自己都合による返品)

17. 注文者側の自己都合による販売済商品の返品は原則認められません。但し、以下の場合は除きます。

- a. 注文者側に止むを得ない事情があったと当社が認めた場合。
- b. 販売済商品であって商品受取日を起算日とし7日以内に注文者が当社へ返品の意思を伝え、注文者或いは使用者が送料を負担のうえ当社へ発送する場合。

(自己都合による返品における返金額)

18. 前条における当社からの返金額は以下の計算式によるものとします。

$$\text{返金額} = \text{当社からのご請求額} \times 0.9 - \text{当社の発送作業に要した作業工賃}$$

(瑕疵)

19. 当社との売買において瑕疵が認められた場合、注文者は注文の解除を行うことができます。

(免責事項)

20. 当社は法律上の請求の原因の種類を問わずいかなる場合においても、販売済商品の使用或いは使用不能から生ずる二次的損害(事業利益の損失、事業の中断、他の機器や部品に対する損傷、事業情報の損失またはその他の金銭的損害を含む)について一切の責任を負わないものとします。

(協議事項)

21. 本規定に定めのない事項又は解釈に疑義を生じた事項については協議のうえ対応いたします。

(本規定の変更)

22. 当社は、事前の通知およびその承諾なしに本規定の内容を変更できるものとします。この場合、本保証の提供条件は変更後の規定によるものとします。なお、変更後の規定については、当社ホームページ等により通知するものとします。

(合意管轄裁判所)

23. 本保証規定に関する注文者と当社間の紛争については、千葉地方裁判所をもって第一審における合意上の専属的管轄裁判所とします。

※この保証規定は、お客様の法律上の権利を制限するものではありません。

附 則

この規定は、令和元年6月6日より施行します。